

買取方式による岩手大学中央食堂整備に係る公告

次のとおり公募を行います。

令和8年2月13日

国立大学法人岩手大学
学 長 小 川 智

1 業務概要

- (1) 業務名 岩手大学中央食堂整備事業
- (2) 事業の目的 本事業は、民間事業者の柔軟な発想による提案を受付け岩手大学上田団地構内に主に学生の利用のための中央食堂（以下「施設」という。）の整備を行うものである。
- (3) 事業の内容 本公募により提案が採用された応募者（以下「事業者」という。）が、その提案に基づき、岩手大学と売買契約を締結し、施設の設計・監理、建設を行い、岩手大学はその施設を買い取る。
- (4) 施設の引渡し期限 令和10年6月30日
- (5) 業務の範囲 事業者が行う業務の範囲は以下のとおり。なお、詳細については「提案募集要項」及び「資料1 要求水準書」のとおり。
 - ① 施設の設計・監理業務及びその関連業務
 - ② 施設の建設業務及びその関連業務
- (6) 募集提案内容 施設の設計・監理、建設に関して、次の項目について提案を募集する。なお、詳細については「提案募集要項」のとおり。
 - ① 施設の設計・建設などの計画案
 - ② 設計業務費及び工事費などの金額

2 応募資格及び評価項目

(1) 応募者の構成等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。応募企業は、下記（2）に示す要件を満たすこととする。応募グループで申し込む場合には、代表企業を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととする。

応募グループの代表企業及び応募グループを構成する企業（以下「構成員」という。）においては、（2）1）に示す要件を満たすとともに、分担する業務に応じて（2）2）の要件を満たすものとする。

なお、提案書の提出意思表示書提出後にやむを得ない事情がある場合においては、岩手大学の承諾を得ることを前提として、提案書の提出期限の日前までに追加及び変更を認めるものとする。

応募者には、本施設の設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者が必ず含まれていること。

(2) 応募資格

1) 応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- ① 「岩手大学契約事務取扱規則」（平成16年4月1日制定）第3条及び第4条の規定に該当しない者であること。
- ② 「会社更生法」（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、「民事再生法」（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
なお、「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、手続開始の決定がなされた後に文部科学省の審査を受けた一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。
- ③ 提案書の提出意思表示書の提出期限の日から審査結果の通知までの期間に、文部科学省又は岩手大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 最近1年間の国税（法人税、消費税及び地方消費税）を滞納していない者であること。
- ⑤ 応募者のいずれかが、他の応募者となっていないこと。また、応募者のいずれかと資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 応募者の資格等要件

応募者のうち本施設の設計、建設、工事監理の各業務に当たる者は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができるものとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

① 設計に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、電子交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成22年度以降に下記a～cに示す当該業務が完了した新営建物の設計の実績を有すること。

- a 建物用途
教育・研究施設又は公共施設
- b 構造
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
- c 建物規模
延べ面積600㎡以上

② 建設に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省において令和7・8年度の一般競争参加者の資格を有すること。なお、同一の工事を複数の企業が施工すること差し支えない。ただし、この場合においては、共同して工事を施工する全ての構成員が上記の資格を有することとする。

イ 提案内容に対応する「建設業法」（昭和24年5月24日法律第100号）の許可業種につき許可を有しての営業年数が5年以上ある者であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取扱うことができるものとする。

ウ 平成22年度以降に元請として、下記a～cに示す工事を実施し完成・引渡し完了した新営工事の施工の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、複数の者で実施する場合には当該複数のすべての者が要件のすべてを満たすこと。

- a 建物用途
教育・研究施設又は公共施設
- b 構造
木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造
- c 建物規模
延べ面積600㎡以上

③ 工事監理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア 文部科学省における令和7・8年度設計・コンサルティング業務に係る一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）であること。

イ 経営状況が健全であること。なお、「健全であること」とは、電子交換所による取引停止処分及び主要取引先から取引停止を受けていない者並びに経営状態が著しく不健全でない者を指す。

ウ 不正又は不誠実な行為がないこと。

エ 「建築士法」（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく1級建築士事務所の登録を行っていること。

オ 平成22年度以降に下記a～cに示す当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有すること。

- a 建物用途

教育・研究施設又は公共施設

b 構造

木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造

c 建物規模

延べ面積600㎡以上

(3) 提案書により優秀提案を選定するための評価項目

I 提案内容に関する事項

①配置計画 ②意匠計画 ③諸室の環境 ④省メンテナンス性の追求

⑤防犯・防災計画 ⑥設備・備品計画

⑦岩手大学演習林支給原木の利用計画についての提案

II 事業実施体制に関する事項

①事業実施の考え方 ②地域貢献の考え方 ③組織の安定性

④リスクへの対応 ⑤ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組

III 価格に関する事項

価格について

3 手続等

(1) 担当部局

〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号

岩手大学法人運営部施設課施設整備グループ

電話番号 019-621-6042

(2) 提案募集要項等の交付期間及び場所

令和8年2月13日から令和8年3月19日まで

岩手大学物品調達情報よりダウンロードすること。ダウンロードにより難しいものは上記3(1)に同じ

(3) 提出意思表示書の提出期限、場所及び方法

令和8年3月19日17時00分

上記3(1)提出すること。ただし、郵送を可とする。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

令和8年5月29日17時00分

上記3(1)提出すること。ただし、郵送を可とする。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 虚偽の内容が記載されている提出意向表明書又は提案書は、無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(7) 詳細は「提案募集要項」、「資料1 要求水準書」、「資料3 岩手大学中央食堂整備事業 評価基準」による。